



三労発基 0823 第 1 号
令和 5 年 8 月 23 日

三重地方最低賃金審議会
会 長 安 井 広 伸 殿

三 重 労 働 局 長
金 尾 文 敬

三重地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、令和 5 年 8 月 18 日付けをもって三重県労働組合総連合議長新家忠文及び伊賀名張労働組合総連合議長和田四十八から、同年 8 月 22 日付けをもって三重一般労働組合〈ユニオンみえ〉執行委員長江川正典から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 11 条第 2 項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。